

○枚方市指定生活援助訪問事業者の指定並びに指定生活援助訪問事業の人員、設備及び運営並びに指定生活援助訪問事業におけるサービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める規則

平成29年3月28日

規則第18号

改正 平成30年3月30日規則第28号

令和3年6月2日規則第44号

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 指定生活援助訪問事業者の指定に関する基準（第4条）
- 第3章 指定生活援助訪問事業の人員、設備及び運営並びに指定生活援助訪問事業におけるサービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
 - 第1節 基本方針（第5条）
 - 第2節 人員に関する基準（第6条・第7条）
 - 第3節 設備に関する基準（第8条）
 - 第4節 運営に関する基準（第9条—第34条）
 - 第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第35条—第37条）
 - 第6節 雑則（第38条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、市が指定生活援助訪問事業に係る介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45の3第1項に規定する指定事業者（以下「指定生活援助訪問事業者」という。）の同項の指定（以下「指定」という。）を行うに当たり、指定に関する基準並びに介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「法施行規則」という。）第140条の63の6の規定に基づく指定生活援助訪問事業の人員、設備及び運営並びに指定生活援助訪問事業におけるサービス（以下「サービス」という。）に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において「指定生活援助訪問事業」とは、法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業（日常生活上の支援として洗濯、掃除等の家事の援助（以下「生

活援助」という。)のみを行うものに限る。)のうち、指定に係るものをいう。

- 2 前項に定めるもののほか、この規則における用語の意義は、法の定めるところによる。
(指定生活援助訪問事業の一般原則)

第3条 指定生活援助訪問事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

- 2 指定生活援助訪問事業者は、指定生活援助訪問事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村（特別区及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項に規定する広域連合を含む。以下同じ。）、他の指定生活援助訪問事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

- 3 指定生活援助訪問事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

- 4 指定生活援助訪問事業者は、サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

(令3規則44・一部改正)

第2章 指定生活援助訪問事業者の指定に関する基準

第4条 市長は、指定生活援助訪問事業者に係る法第115条の45の5第1項の申請があった場合において、法第115条の2第2項各号のいずれかに該当する場合に相当する場合であると認めるときは、指定をしないものとする。

第3章 指定生活援助訪問事業の人員、設備及び運営並びに指定生活援助訪問事業におけるサービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

第1節 基本方針

第5条 指定生活援助訪問事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、生活援助を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(生活支援員等の員数)

第6条 指定生活援助訪問事業者は、指定生活援助訪問事業を行う事業所（以下「指定生活援助訪問事業所」という。）ごとに、生活支援員（市長が指定する研修を修了した者をい

- う。以下同じ。)を3人以上置かなければならない。
- 2 指定生活援助訪問事業者は、指定生活援助訪問事業所ごとに、サービス提供責任者を、利用者の数が80又はその端数を増すごとに1人以上置かなければならない。
 - 3 前項の利用者の数は、前年度の3月末日の数とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
 - 4 第2項のサービス提供責任者は、介護福祉士その他市長が別に定める者であつて、専ら指定生活援助訪問事業に従事するものを充てなければならない。ただし、利用者に対するサービスの提供に支障がない場合は、同一敷地内にある市長が適当と認める事業所に従事することができる。

(平30規則28・一部改正)

(管理者)

第7条 指定生活援助訪問事業者は、指定生活援助訪問事業所ごとに、管理者を次に掲げる基準に従い置かなければならない。

- (1) 管理者は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。
- (2) 前号の規定にかかわらず、管理者は、指定生活援助訪問事業所の管理上支障がない場合は、当該指定生活援助訪問事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

第3節 設備に関する基準

第8条 指定生活援助訪問事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画その他サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

- 2 当該指定生活援助訪問事業者が指定訪問介護事業者(枚方市指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年枚方市条例第48号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。))第7条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。)、指定介護予防訪問介護事業者(枚方市指定地域密着型サービスに関する基準を定める条例等の一部を改正する条例(平成27年枚方市条例第7号)附則第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例第4条の規定による改正前の枚方市指定介護予防サービス事業者の指定並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成25年枚方市条例第49号。以下「旧指定介護予防サービス等基準条例」という。))第7条に規定する指定介護予防訪問介護事業者をいう。))又は指定予防訪問事業者(枚方市指定予防訪問事業者の指定並びに指定予

防訪問事業の人員、設備及び運営並びに指定予防訪問事業におけるサービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める規則（平成29年枚方市規則第17号。以下「指定予防訪問事業基準規則」という。）第1条に規定する指定予防訪問事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指定生活援助訪問事業と指定訪問介護（指定居宅サービス等基準条例第6条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）の事業、指定介護予防訪問介護（旧指定介護予防サービス等基準条例第6条に規定する指定介護予防訪問介護をいう。以下同じ。）の事業又は指定予防訪問事業（同規則第2条第1項に規定する指定予防訪問事業をいう。以下同じ。）とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は、それぞれ枚方市指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成26年枚方市規則第75号）第4条第1号、枚方市指定地域密着型サービスに関する基準を定める条例施行規則等の一部を改正する規則（平成27年枚方市規則第32号）附則第2項第3号の規定によりなおその効力を有するものとされた同規則第4条の規定による改正前の枚方市指定介護予防サービス事業者の指定並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例施行規則（平成26年枚方市規則第76号）第4条第1号又は指定予防訪問事業基準規則第8条第1項に規定する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

（重要事項の説明等）

第9条 指定生活援助訪問事業者は、サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第23条に規定する重要事項に関する規程の概要、生活支援員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定生活援助訪問事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下「電磁的方法」という。）により、同項の重要事項を提供することができる。この場合において、当該指定生活援助訪問事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

（1） 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

イ 指定生活援助訪問事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使

用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

- ロ 指定生活援助訪問事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項の重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の同意又は受けない旨の申出を行う場合にあっては、指定生活援助訪問事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項の重要事項を記録したものを交付する方法

- 3 前項の方法は、利用申込者又はその家族がファイルの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。
- 4 指定生活援助訪問事業者は、第2項の規定により電磁的方法による提供を行おうとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる電磁的方法及びファイルへの記録の方式を示し、文書又は電磁的方法による同意を得なければならない。
- 5 前項の規定による同意を得た指定生活援助訪問事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があった場合は、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項の重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による同意をした場合は、この限りでない。

(受給資格等の確認)

第10条 指定生活援助訪問事業者は、サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確かめるものとする。

- 2 指定生活援助訪問事業者は、前項の被保険者証に、法第73条第2項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、サービスを提供するように努めなければならない。

(心身の状況等の把握)

第11条 指定生活援助訪問事業者は、サービスの提供に当たっては、利用者に係るサービス担当者会議(介護予防支援事業者が開催する枚方市指定介護予防支援等に関する基準を定

める条例（平成26年枚方市条例第52号）第25条第3項に規定するサービス担当者会議又はこれに相当する会議であって法第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業（以下「第1号介護予防支援事業」という。）に係るものをいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

（介護予防支援事業者等その他の者との連携）

第12条 指定生活援助訪問事業者は、サービスを提供するに当たっては、介護予防支援事業者又は第1号介護予防支援事業を行う者（以下「介護予防支援事業者等」という。）その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定生活援助訪問事業者は、サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（介護予防サービス計画等に沿ったサービスの提供）

第13条 指定生活援助訪問事業者は、介護予防サービス計画等（介護予防サービス計画又はこれに相当する計画であって第1号介護予防支援事業に係るものをいう。以下同じ。）が作成されている場合は、当該介護予防サービス計画等に沿ったサービスを提供しなければならない。

（介護予防サービス計画等の変更の援助）

第14条 指定生活援助訪問事業者は、利用者が介護予防サービス計画等の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者等への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

（身分を証する書類の携行）

第15条 指定生活援助訪問事業者は、生活支援員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

（サービスの提供の記録）

第16条 指定生活援助訪問事業者は、サービスを提供した際には、当該サービスの提供日及び内容、当該指定生活援助訪問事業について法第115条の45の3第3項の規定により利用者に代わって支払を受ける同条第1項の第1号事業支給費（以下「第1号事業支給費」と

いう。)の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画等を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

- 2 指定生活援助訪問事業者は、サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(利用料等の受領)

第17条 指定生活援助訪問事業者は、法定代理受領サービス（法第115条の45の3第3項の規定により第1号事業支給費が利用者に代わり当該指定生活援助訪問事業者を支払われる場合の当該第1号事業支給費に係るサービスをいう。以下同じ。）に該当するサービスを提供した際には、その利用者から、利用料の一部として、当該指定生活援助訪問事業に係る第1号事業支給費用基準額（法施行規則第140条の63の2第1項第1号イに規定する厚生労働大臣が定める基準の例により算定した費用の額(市が当該算定した費用の額以下の範囲内で別に定める場合にあつては、その額とする。)（当該額が現に当該事業のサービスに要した費用の額を超えるときは、当該事業のサービスに要した費用の額とする。）をいう。以下同じ。）から当該指定生活援助訪問事業者を支払われる第1号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

- 2 指定生活援助訪問事業者は、法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定生活援助訪問事業に係る第1号事業支給費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

(第1号事業支給費の請求のための証明書の交付)

第18条 指定生活援助訪問事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定生活援助訪問事業に係る利用料の支払を受けた場合は、提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付しなければならない。

(同居家族に対するサービス提供の禁止)

第19条 指定生活援助訪問事業者は、生活支援員に、その同居の家族である利用者に対するサービスの提供をさせてはならない。

(利用者に関する市への通知)

第20条 指定生活援助訪問事業者は、サービスを受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

- (1) 正当な理由なしに指定生活援助訪問事業の利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認めら

れるとき。

- (2) 偽りその他不正な行為によって保険給付又は第1号事業支給費の支給を受け、又は受けようとしたとき。

(緊急時等の対応)

第21条 生活支援員は、現にサービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(管理者等の責務)

第22条 指定生活援助訪問事業所の管理者は、当該指定生活援助訪問事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行わなければならない。

- 2 指定生活援助訪問事業所の管理者は、当該指定生活援助訪問事業所の従業者にこの規則の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

- 3 サービス提供責任者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) サービスの利用の申込みに係る調整を行うこと。
- (2) 利用者の状態の変化及びサービスに関する意向を定期的に把握すること。
- (3) サービス担当者会議への出席等により、介護予防支援事業者等その他の者と連携を図ること。
- (4) 生活支援員（サービス提供責任者を除く。以下この項において同じ。）に対し、具体的な援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。
- (5) 生活支援員の業務の実施状況を把握すること。
- (6) 生活支援員の能力及び希望を踏まえた業務管理を実施すること。
- (7) 生活支援員に対する研修、技術指導等を実施すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、サービス内容の管理について必要な業務を実施すること。

- 4 指定生活援助訪問事業所の管理者は、前項第1号から第5号までに掲げる業務をサービス提供責任者に代わって行うことができる。

(平30規則28・一部改正)

(運営規程)

第23条 指定生活援助訪問事業者は、指定生活援助訪問事業所ごとに、当該事業の運営についての次に掲げる重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針

- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。）
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (8) 前各号に掲げるもののほか、重要と認められる事項

（令3規則44・一部改正）

（勤務体制の確保等）

第24条 指定生活援助訪問事業者は、利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、指定生活援助訪問事業所ごとに、生活支援員の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 指定生活援助訪問事業者は、指定生活援助訪問事業所ごとに、当該指定生活援助訪問事業所の生活支援員によってサービスを提供しなければならない。
- 3 指定生活援助訪問事業者は、生活支援員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
- 4 指定生活援助訪問事業者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより担当職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

（令3規則44・一部改正）

（業務継続計画の策定等）

第24条の2 指定生活援助訪問事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定生活援助訪問事業者は、担当職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 指定生活援助訪問事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（令3規則44・追加）

(衛生管理等)

第25条 指定生活援助訪問事業者は、生活支援員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 指定生活援助訪問事業者は、指定生活援助訪問事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第25条の2 指定生活援助訪問事業者は、当該指定生活援助訪問事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定生活援助訪問事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定生活援助訪問事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定生活援助訪問事業所において、担当職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(令3規則44・追加)

(秘密保持等)

第26条 指定生活援助訪問事業所の従業者は、正当な理由なしに、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定生活援助訪問事業者は、当該指定生活援助訪問事業所の従業者であった者が、正当な理由なしに、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定生活援助訪問事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかななければならない。

(広告)

第27条 指定生活援助訪問事業者は、指定生活援助訪問事業所について広告をする場合においては、その内容を虚偽又は誇大なものとしてはならない。

(介護予防支援事業者等に対する利益供与の禁止)

第28条 指定生活援助訪問事業者は、介護予防支援事業者等又はその従業者に対し、利用者

に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理)

第29条 指定生活援助訪問事業者は、提供したサービスに係る利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 指定生活援助訪問事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定生活援助訪問事業者は、提供したサービスに関し、法第115条の45の7第1項の規定により市町村長が行う報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示の求め、出頭の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うよう努めなければならない。

4 指定生活援助訪問事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。

(地域との連携)

第30条 指定生活援助訪問事業者は、その事業の運営に当たっては、提供したサービスに関する利用者又はその家族からの苦情に関して市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第31条 指定生活援助訪問事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等その他の者に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定生活援助訪問事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定生活援助訪問事業者は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(虐待の防止)

第31条の2 指定生活援助訪問事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定生活援助訪問事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会

(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定生活援助訪問事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定生活援助訪問事業所において、担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(令3規則44・追加)

(会計の区分)

第32条 指定生活援助訪問事業者は、指定生活援助訪問事業所ごとに経理を区分するとともに、指定生活援助訪問事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。

(記録の整備)

第33条 指定生活援助訪問事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定生活援助訪問事業者は、利用者に対するサービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該各号に定める日から5年間保存しなければならない。

(1) 第36条第1項に規定する訪問型サービス個別計画 当該計画の完了の日

(2) 第16条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 当該記録に係るサービスを提供した日

(3) 第20条の規定による市への通知に係る記録 当該通知の日

(4) 第29条第2項に規定する苦情の内容等の記録 当該記録に係るサービスを提供した日

(5) 第31条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 当該記録に係るサービスを提供した日

(変更の届出等)

第34条 指定生活援助訪問事業者は、当該指定生活援助訪問事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

(1) 廃止し、又は休止しようとする年月日

(2) 廃止し、又は休止しようとする理由

(3) 現にサービスを受けている者に対する措置

(4) 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

- 2 指定生活援助訪問事業者は、前項の規定による届出をしたときは、当該届出の日前1月以内に当該サービスを受けていた者であって、当該廃止又は休止の日以後においても引き続き当該サービスに相当する介護サービスの提供を希望する者に対し、必要なサービス等が継続的に提供されるよう、指定介護予防支援事業者等、他の指定生活援助訪問事業者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(サービスの基本取扱方針)

第35条 サービスは、利用者の介護予防に資するよう、計画的に行われなければならない。

- 2 指定生活援助訪問事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 3 指定生活援助訪問事業者は、サービスの提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識して、サービスの提供に当たらなければならない。
- 4 指定生活援助訪問事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。
- 5 指定生活援助訪問事業者は、サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(指定生活援助訪問事業の具体的取扱方針)

第36条 サービス提供責任者は、訪問型サービス個別計画を次に掲げる基準に従い作成するものとする。

- (1) サービス提供責任者は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した訪問型サービス個別計画を作成しなければならない。
 - (2) サービス提供責任者は、既に介護予防サービス計画等が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って訪問型サービス個別計画を作成しなければならない。
 - (3) サービス提供責任者は、訪問型サービス個別計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- 2 サービス提供責任者は、訪問型サービス個別計画を作成した際には、当該訪問型サービス個別計画を利用者に交付しなければならない。
 - 3 サービス提供責任者は、訪問型サービス個別計画の実施状況の把握（以下この条におい

て「モニタリング」という。)を次に掲げる基準に従い行うものとする。

- (1) サービス提供責任者は、訪問型サービス個別計画に基づくサービスの提供の開始時から、必要に応じて、当該訪問型サービス個別計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画等を作成した介護予防支援事業者等に報告するとともに、必要に応じて、モニタリングを行うものとする。
 - (2) サービス提供責任者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画等を作成した介護予防支援事業者等に報告しなければならない。
- 4 サービス提供責任者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて、訪問型サービス個別計画の変更を第1項から前項までに定めるところに準じて行うものとする。
- 5 前各項に定めるもののほか、生活支援員の行うサービスの方針は、第5条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき次に掲げるところによるものとする。
- (1) サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。
 - (2) サービスの提供に当たっては、訪問型サービス個別計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。
 - (3) サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

(平30規則28・一部改正)

(サービスの提供に当たっての留意点)

第37条 サービスの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

- (1) 指定生活援助訪問事業者は、アセスメント(枚方市指定介護予防支援等に関する基準を定める条例施行規則(平成27年枚方市規則第12号)第8条第1項第5号に規定するアセスメント又はこれに相当する利用者についての解決すべき課題の把握であって第1号介護予防支援事業に係るものをいう。)において把握された課題、サービスの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえ、効率的かつ柔軟なサービスの提供に努めること。
- (2) 指定生活援助訪問事業者は、自立支援の観点から、利用者が、可能な限り、自ら

家事等を行うことができるよう配慮するとともに、利用者の家族、地域の住民による自主的な取組等による支援、他の福祉サービスの利用の可能性についても考慮しなければならないこと。

第6節 雑則

(令3規則44・追加)

(電磁的記録等)

第38条 指定生活援助訪問事業者及びサービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この規則の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されているもの又は想定されるもの（第10条及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定生活援助訪問事業者及びサービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この規則の規定において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

(令3規則44・追加)

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則〔平成30年3月30日規則第28号〕

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則〔令和3年6月2日規則第44号〕

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(虐待の防止に関する経過措置)

2 令和6年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の枚方市指定予防訪問事業者の指定並びに指定予防訪問事業の人員、設備及び運営並びに指定予防訪問事業におけるサービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める規則（以下「新指

定予防訪問事業基準規則」という。)第3条第3項及び第36条の2、第2条の規定による改正後の枚方市指定生活援助訪問事業者の指定並びに指定生活援助訪問事業の人員、設備及び運営並びに指定生活援助訪問事業におけるサービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める規則(以下「新指定生活援助訪問事業基準規則」という。)第3条第3項及び第31条の2並びに第3条の規定による改正後の枚方市指定予防通所事業者の指定並びに指定予防通所事業の人員、設備及び運営並びに指定予防通所事業におけるサービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める規則(以下「新指定予防通所事業基準規則」という。)第3条第3項及び第15条の2の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とし、新指定予防訪問事業基準規則第26条、新指定生活援助訪問事業基準規則第23条及び新指定予防通所事業基準規則第10条の規定の適用については、これらの規定中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」とする。

(業務継続計画の策定等に関する経過措置)

- 3 令和6年3月31日までの間、新指定予防訪問事業基準規則第28条の2、新指定生活援助訪問事業基準規則第24条の2及び新指定予防通所事業基準規則第11条の2の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置に関する経過措置)

- 4 令和6年3月31日までの間、新指定予防訪問事業基準規則第29条の2、新指定生活援助訪問事業基準規則第25条の2及び新指定予防通所事業基準規則第14条の2の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。